

中世～近世の武家文書を読む

— 永田秘録「諸家証文写」 —



伊達政宗の花押 (宋戸家文書 3-9)



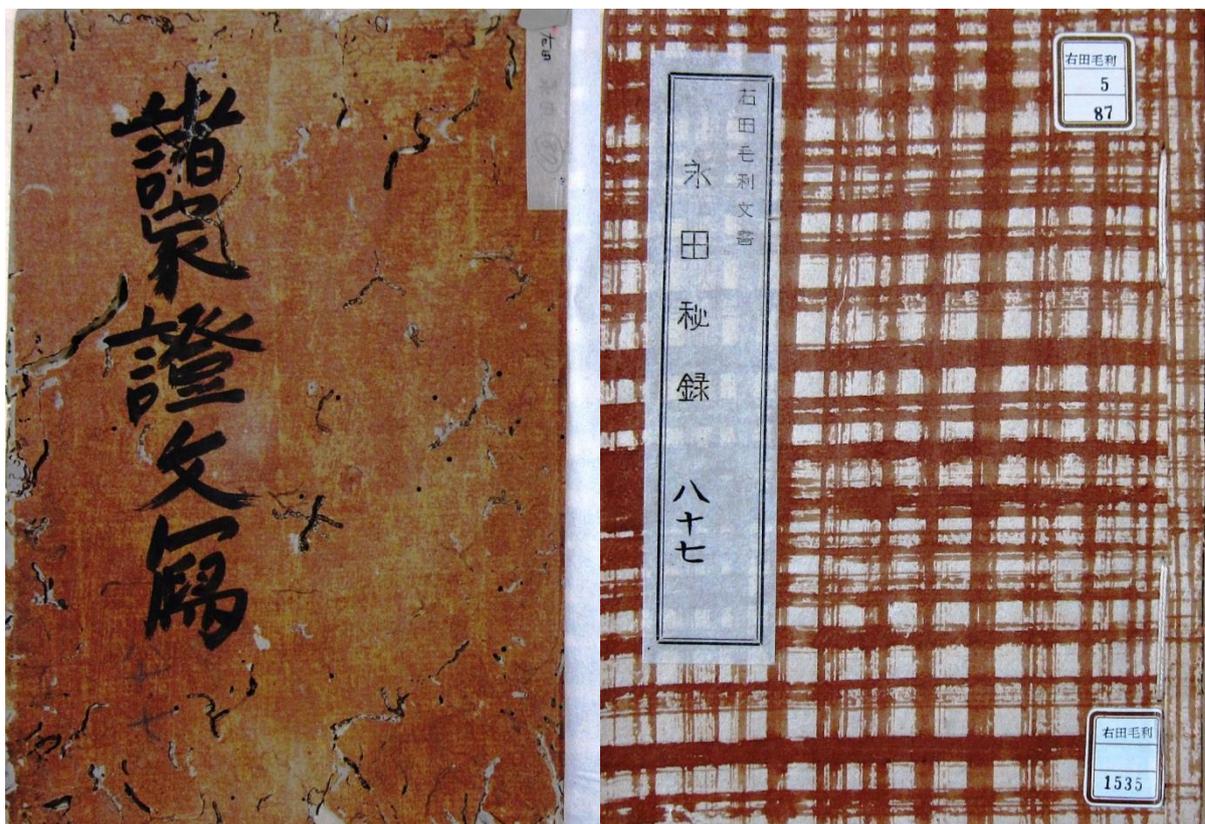
福原貞俊の花押 (寄組山田家文書 3)



大内義隆一字書出 (末兼家文書 1)

目次

目次	1
解説	2
永田秘録「諸家証文写（山形家）」所収文書一覽	8
山形家略系図	10
凡例	11
永田秘録「諸家証文写（山形家）」	12



解説

永田秘録「諸家証文写（山形家）」（当館寄託・右田毛利家文書一五三五）は、「閥閥録」の編者として著名な萩藩士永田瀬兵衛政純の名を冠した「永田秘録」と呼ばれる一六二冊からなる写本の内の一冊で、萩藩大組士の山形家（のち岡と苗字を改める）伝来の文書を書写したものである（四五丁）。

平成30度古文書実践講座第3班は、これをテキストとし、全文を解読した。以下、山形家（岡家）およびこの記録について簡単に述べる。

山形家について 山形家は平姓。室町〜戦国期には、当時西日本最大規模の大名であった周防大内氏の家臣として、主に筑前国（現、福岡県）で活動した。具体的には、山形氏は筑前国早良郡の中心的城郭であった安楽平（あらひら）城の城督と早良郡代を兼ねていた遠田氏や大村氏の指揮下で、同城の城番を務めていたことが多い。大内氏滅亡後は、毛利氏の親類衆かつ有力家臣である福原氏との関係を強め、のち毛利氏の直臣となった。近世に入ると、萩藩家臣団の中核的な階級である大組に属し、御蔵元番頭、材木方請渡検使、御歩行役などの諸役に従事した。貞享元年（一六八四）に死去した勘兵衛利之の時、理由は不明ながら苗字を岡に変更した。

本記録の内容について 「永田秘録」は、前述のように「閥閥録」

の編者でもある永田瀬兵衛政純が関わった文書群として知られている。作成の契機や経緯は必ずしも明らかではないが、様々な編纂物の作成に関わった永田の蔵書に注目した右田毛利家当主の一人が、借り受けて書写したものと推測されている。

さて、この永田秘録「諸家証文写（山形家）」には、山形家（岡家）に伝来していた戦国〜江戸中期の文書四十五点が書写されている。内訳は後掲「永田秘録『諸家証文写（山形家）』収録文書一覧」にまとめた通りであるが、このうち四十二点は寛保二年（一七四二）に藩府に提出された「譜録 岡忠右衛門利直」（当館寄託・毛利家文庫23 譜録お¹⁰⁴〈複写史料譜録72〉）と重複している。後者と比べると、花押影を模写したり、上書などの本文以外の情報を書き留める等々、有意義な情報を含んでいる。その一方で、現状では虫損が少なくなく、書写の精度自体は後者よりやや劣っている。

文書の配列は、ほぼ編年順であり、最後の三点は山形家（岡家）とは直接の関わりが見出せないものである。このうち、最も早いものは、文安元年（一四四四）〜享徳二年（一四五三）の間のものと推定される某年二月五日、大内教弘が山形小二郎らに宛て、所用につき参上するよう伝えた書状である（No. 1。No. は今回便宜的に付したものの）。

一方、最も遅いものは、寛文十一年（一六七二）二月廿八日、萩藩の加判衆が連署して当職の毛利就頼に宛て、岡勘兵衛利之を「御歩行役」から「御蔵本近習通り」に差し替える旨を伝えた奉書である（No. 42）。

差出人に注目すると、二点を除くと主家であった大内家及び毛利家から出されたものである。

内容的に興味深いものをいくつか例示すれば、

① 応仁・文明の乱最中の軍事的な奉公に対して、大内家の当主から与えられた文書（No. 3、5、7）

② 筑前国早良郡の中心的城郭であった安楽平城の城番を務めていたことに関わる文書（No. 8・9、12、14・15、18）

③ 氷上山修二月会の歩射役を務めたことに関わる文書（No. 10・11）

④ 大内義隆から実名を与えられた文書（No. 19）

⑤ 長門国厚東郡末延村關雲寺領公文職をめぐる争論に関わる文書（No. 25、36）

⑥ 山形家の動静とは直接無関係と思われる文書（No. 43、45）などがある。

このうち②には、安楽平城が大内氏に敵対する勢力（特に、もと筑前国守護であった少弐氏）との前線に位置していたことを示すも

の、山形氏が同城の城督と早良郡代を兼ねていた大村氏の指揮下にあったことを示すもの、同城の城料所に関わるもの等々が含まれる。大内氏の軍事編成においては、大内氏直轄の城の責任者である城督と在番衆（城衆）との関係は、寄親・寄子制の一類型と理解されている。そのため大内氏が在番衆へ意思を伝える文書や逆に在番衆から大内氏への上申文書も城督を通じて行われている。なお、一五世紀末の某年に、山形源五郎・平次郎が大内氏に対面したことを賀すように遠田兼常に伝えられている事例（No. 6）も、遠田兼常が当時の安楽平城督（早良郡代を兼帯）であったからに他ならない。

氷上山興隆寺は、周防国吉敷郡氷上（現、山口市大内）にあった大内氏の氏寺であり、そこで毎年二月に行われた修二月会は、大内氏領国内の宗教行事の中で最も重要視されたものであった。その修二月会における一般向けの二大イベントの内の一つが、神前祈祷のために神前で大的を射る「歩射」（奉射）であった。

③は、その「歩射役」に山形氏が指名された時の関連史料である。これによると、山形氏を「歩射役」に指名したことを伝える大内氏家臣連署奉書（No. 10）は、実際には山形氏の「寄親」である大村氏を経由して山形氏の手許に届けられたことがわかる。そして、山形氏が「歩射役」を引き受けることを誓約した請文も大村氏經由で大内氏へ提出されたであろうこともうかがえる（No. 11）。また、この

一件には筑前守護代である杉興長も関与しており、大村重継は興長から自分に対して宛てられた書状の案文を作成して山形氏へ届けている。

④は、天文十九年（一五五〇）十一月二十七日に大内義隆が山形小五郎に対して、実名に使う「正」という一字を与えたものである。こののち山形小五郎は、「厚」字と主君義隆から与えられた「正」字とを組み合わせて、「正厚」と名乗ることになる。実は、大内氏が家臣らに偏諱を与える際、自らの実名の一字（「興」や「隆」など）以外の文字である「武」や「正」の字を与える場合がある。どの字を与えるかについての基準は明らかでないが、「武」字を与える人物と「正」字を与える人物との間にはある程度の相関関係（例えば親子や同一の家に属する人物）が見うけられる。

なお、当館蔵の末兼家文書の中に、天文十八年（一五四九）四月十日に大内義隆が、山形兵部丞に対して「隆」字を与えた一字書出が含まれている（表紙写真参照）。その文書には、折紙が用いられ、袖に義隆の巨大な（宛所よりも大きい）花押が据えられている。大内義隆の一字書出で現存するものは、例外なく折紙に袖判が据えられている形式を持つので、おそらくNo. 19も同じ形式だったと考えられる。

さて、⑤は天正五年（一五七七）に惹起した山県正厚（以下、正

厚の苗字に関しては山形ではなく山県と表記する）と大内氏ゆかりの關雲寺（びやくうんじ）との長門国厚東郡末延村同寺領公文職（以下、単に公文職と記す）をめぐる争論に関わる一件史料である。直接関連する文書は十二点と、分量的には全体の四分の一を占めている。

まず、重複を厭わずに基本的な事項を確認しておく。本争論の当事者である山県正厚は、当時の山県家の当主で、大内氏滅亡後に大内氏家臣から毛利氏家臣へ転身した。山県氏は、こののち一貫して毛利氏一門の福原氏を通じて毛利氏中枢へ働きかけており、後年に福原氏から偏諱も与えられているから、福原氏を寄親と仰いで頼みとしていたと考えられる。このような福原氏との結びつきは、大内氏滅亡直後から確認できるので（No. 21）、山県氏は福原氏を通じて毛利氏に服属した可能性もあろう。この争論が起る数年前の元龜二年（一五七一）段階での山形氏の所領は、長門国厚東郡有保別府（現、山陽小野田市）・同厚狭郡吉部田村八幡宮領半済（同上）・周防国玖珂郡与田保（現、柳井市）などで計三二石四斗程度であった（No. 24）。

もう一方の当事者である關雲寺は、周防国吉敷郡小鯖（現、山口市）にあった曹洞宗寺院で、現在の泰雲寺の前身にあたる。大内教弘の菩提寺であり、大内氏と関係が深かった。關雲寺の住持は輪番制で、本来は開山である石屋真梁（せきおくしんりょう）の門弟筋から

選ばれることになっていた。この住持が輪番制であることが、本争論での論点の一つともなる。当時、長門国厚東郡末延村（末信郷とも。現、宇部市）の領主であった。なお、争論の対象となっている

「公文職」の実態であるが、村内の寺領分について、「下地」（土地そのもの）の管理を行い、寺が領民から取り立てる諸税及び寺が毛利氏に対して支払うべき諸税の徴集・納入や果たすべき責務を代行する職務とそれに伴う経済的な得分が一体化したものと考えられる。

次に、この争論の発端は天正五年（一五七七）にそれまで山田佐渡守が一括して保持していた公文職を分割して、「半分」を山県氏に与えることになったことである。この旨を記した「御判」（正確には毛利輝元の袖判が据えられた家臣連署奉書、No.25）を得た山県氏は、早速当該地である長門国厚東郡をも管轄する「山口奉行」（市川経好を首班とする支配組織）に公文職半分の「打渡」（現地での執行）を求めたようである。

ところが、事態は山県氏にとって思わぬ方向に進んでいく。明確な理由は不明ながら、公文職を分割して「半分」を山県氏に与えるという毛利氏の決定に關雲寺が色々と申し立てて強硬に反対したのである。關雲寺側は、輪番により現在住持を務めている寺が、たとえ關雲寺から追放されるような事態になっても、山県氏が公文職の半分を得ることは認められないとまで言い放っている。これに対し

て毛利氏は、これまで山田氏が一括して持っていたものの「半分」が山県に与えられるだけだから、關雲寺の既得権益は少しも損なわれないと説得しているが、功を奏していない（No.26・27）

こうした事態に対して、山県氏も手をこまねいていたわけではなく、關雲寺の抵抗で要望が実現しない旨を毛利氏の中樞奉行人（五人奉行之一人）である児玉元良に書状で訴えている。山県氏の訴えは、後援者である福原氏や市川氏ら山口奉行を通じて毛利氏中樞へ届いたため、児玉元良は山口奉行宛の「奉書」（No.26）を調べて山県氏に渡した。こうして、「御判」（袖判奉書、No.25）と「奉書」（No.26）を得た山県氏は、山口奉行と關雲寺を説得して、要求を自力で実現することを求められることになった（自力救済）。

しかしながら、天正七年（一五七九）になっても山県氏側から見ただけでは好転していない。その原因の一つは、關雲寺側の抵抗が依然として続いてきたからである。例えば、關雲寺は毛利氏の本拠地である安芸国吉田（現、広島県安芸高田市）に赴いて、小早川隆景を頼って、自分の言い分を通そうと試みている。このときは、隆景が、こうした動きを察知した福原貞俊から、關雲寺の訴えを実現するために動かないようにと説得され、最終的には貞俊に同意したため事なきを得た（No.29）。また、毛利氏奉行人の栗屋元種は、關雲寺の訴えを毛利輝元に披露すべきだと主張していたが、これも福原

氏の働きかけで何とか回避したようである（No. 28）。

また、自力救済を求められていた山県氏自身が、この事態を甘く考えていた節があるのも未だに決着がつかない遠因として挙げられる。山県氏は自分の要求がなかなか実現しないことへの不満から、福原氏がきちんと処理してくれないからだと陰で悪口を言っており、それ伝え聞いた福原氏は自分の「外聞」が失われることを憂慮しているほどである。福原氏の立場からすれば、「去々年」（天正五年）以来、何度も山県氏に書状を送り、また毛利輝元の意向をうかがって承諾を得て、「御袖判之奉書」（No. 25）を用意することに成功しており、その後も小早川隆景を頼った關雲寺の思惑を阻止するなど、成果は上げている。そして、山県氏とは違って本件の難しさを十分認識しているため、決して安請け合いはせずに、精一杯奔走していると伝えることで山県氏を宥めると同時に、決着はどうなるかわからないと言いつけることを忘れていないのである。

右のような動きを経て、關雲寺領末信郷公文職半分を山県氏に渡すようにという輝元の意向を伝える奉書が山口奉行あてに再度出された（No. 30・31）。今回の奉書発給にいたる一連の動きを担当したのは、五人奉行の一人である児玉元良であった（No. 30～33）。そして、輝元の意向は奉書だけでなく、福原氏あての「御書」（No. 33）という形でも示されている。

これを受けて、福原貞俊は今回の決定は最終的なものであり、覆ることはないだろうという認識を山県氏に伝えている（No. 35）。それと同時に、福原氏は山県氏に対して、とにかく山県氏が公文職半分を得る前の状態と同じように、關雲寺に対して務め（寺物并寺役等）を確実に果たすように言い聞かせている（No. 36）。

そして、福原氏は、山県氏が務めを果たさない場合には、公文職を取り上げることも言及している（No. 36）。この点は、執拗に抵抗する關雲寺を説得するために必要不可欠なことであり、輝元の意向でもあった（No. 33）。さらに言えば、これは福原氏自身の「外聞」にも関わる問題であった。すなわち、福原氏は、山県氏が務めを果たさずに公文職を取り上げられる事態になった場合は、自分の「外聞」が失われ、世間のうわさになるから、そうならないようにと山県氏に念を押しているのである（No. 36）。このように福原氏が外聞を失うことになるような事態を何とか回避しようとしているのは、自分の面子や影響力の失墜はもろんのこと、毛利氏の支配全体に悪影響を及ぼす問題だと認識していたためだと考えられる。

結局、本争論は山県氏の勝訴に終わった可能性が高いものの、正確には結末ははっきりしない。この点については後考を待ちたい。

最後に⑥は、大坂冬の陣直前に出された豊臣秀頼印判状（No. 43）、大坂冬の陣直後に出された毛利秀元書状（No. 44）、ほぼ同じ時期に

出されたと考えられる伊達政宗書状（No. 45）である。

このうち、毛利秀元書状は、大坂の陣に参戦するために東上中であった毛利氏本隊に対して大坂城の落城や秀頼の自害を報告したもので、「閲録遺漏」巻四ノ一に中沢九郎左衛門所持の文書として収められている。この「閲録遺漏」巻四ノ一の中沢九郎左衛門所持文書中には、同月十四日付けで、秀元が大坂の陣についての詳細な内容を報告したものが含まれているので、あわせて参照されたい。

また伊達政宗書状は、将軍家剣術指南役で大和柳生藩主であった柳生宗矩へ宛て、昨日の面談の礼を述べたものである。当日の朝に政宗を訪ねた人物として、金森可重（飛騨高山藩主）や桑山宗仙（茶人。大和御所藩主の一族）、松倉重政（大和五条藩主。のち肥前日野江藩主）などの名が見え、政宗の交友関係がうかがわれる。

参考 広田暢久「長州藩編纂事業史（其の二）」『山口県文書館研究紀要』一〇号、一九八三年）／佐伯弘次「大内氏の筑前国郡代」（木村忠夫編『戦国大名論集7 九州大名の研究』（吉川弘文館、一九八三年）初出は『九州史学』六九号、一九八〇年）／平瀬直樹「大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会」（『山口県文書館研究紀要』一七号、一九九〇年）／高橋研一「關雲寺公文職相論関連史料の翻刻」（一の坂研究会例会報告、二〇〇七年）／松浦義則「戦国大名毛利氏の領国支配機構の進展」（藤木久志編『戦国大名論集14 毛利氏の研究』

（吉川弘文館、一九八四年）初出は『日本史研究』一六八号、一九七六年）／『戦国遺文 大内氏編』一〜三（東京堂出版、二〇一六〜二〇一九年）／『萩藩閲録遺漏』（山口県文書館、一九七一年）／『仙台市史 資料編13 伊達政宗文書4』（仙台市、二〇〇七年）。

平成30年度古文書実践講座3班 受講生

網野ゆかり・高山哲夫・中村はるみ・西村邦子・山中トシ子・山元利人

（サポート）和田秀作・山崎一郎（山口県文書館）

表1 永田秘録「諸家証文写(山形家)」所収文書一覽

No.	年月日	文書名	宛所	頁	譜録
1	(年未詳)2月5日	大内教弘書状	→伊東五郎太郎・山形小二郎	3~4	○
2	(年未詳)7月8日	大内氏家臣連署書状	→金子平左衛門尉	4~5	○
3	文明3年7月12日	大内政弘感状	→山形新五郎	5	○
4	(文明6年)閏5月22日	大内政弘書状	→山形源五郎	6	○
5	文明8年3月5日	大内政弘感状	→山形源五郎	6	○
6	(年未詳)9月7日	大内氏家臣連署奉書	→遠田石見守(兼常)	7	○
7	(文明4年)卯月13日	大内政弘書状	→山形源五郎	8	○
8	(年未詳)10月29日	相良正任書状	→人々	8~9	○
9	永正6年8月23日	大内氏家臣連署奉書	→安楽平御城衆	9~10	○
10	大永5年閏11月17日	大内氏家臣連署奉書	→山形小五郎	10~11	○
11	(大永5年)11月14日	大村重継書状	→山形源右衛門	11~12	○
12	(年未詳)3月1日	大内氏家臣連署奉書	→山形小五郎	12~13	○
13	天文元年6月28日	大村重継書状	→有久和泉守・榊治部丞	13~14	○
14	天文4年9月13日	大内氏家臣連署奉書	→山形兵部丞(隆宗)	15~16	○
15	(天文6年ヵ)正月23日	大内氏家臣連署奉書	→大村兵庫助(興景)・御城衆	16~17	○
16	(年未詳)正月20日	吉田武種書状	→山形兵部丞(隆宗)	18	○
17	(年未詳)12月24日	大内氏家臣連署奉書	→山形小五郎(賢宗)	18~19	○
18	(年未詳)4月23日	大内氏家臣連署奉書	→陶尾張守(晴賢)	19~20	○
19	天文19年11月27日	大内義隆一字書出	→山形小五郎(正厚)	20	○
20	弘治2年10月13日	大内氏家臣連署書状	→山県小五郎(正厚)	21	○
21	弘治3年10月16日	福原貞俊書状	→国司右京亮殿(元相)・粟屋右京亮殿(元親)・児玉三郎右衛門尉殿(元良)	22	○
22	永祿2年11月20日	毛利氏家臣連署奉書	→山形主水允(正厚)	23~24	○
23	永祿5年12月晦日	毛利氏家臣連署奉書	→山県主水允(正厚)	24~25	○
24	元龜2年9月18日	毛利輝元安堵状	→山県主水允(正厚)	25~26	○
25	天正5年卯月3日	毛利輝元袖判同家臣連署奉書	→山県主水允(正厚)	26~27	○
26	(年未詳)8月2日	毛利氏家臣連署奉書	→市川伊豆守(経好)・中島善左衛門尉(種秀)・黒川三河守(著保)	27~28	○

No.	年月日	文書名	宛所	頁	譜録
27	(年未詳)8月3日	児玉元良書状	→山県主水允(正厚)	29	○
28	(天正7年)9月26日	長井元為書状	→勝力内蔵丞(俊世)	30	○
29	(天正7年)9月28日	福原貞俊書状	→山県主水允(正厚)	31~32	○
30	(年未詳)11月25日	毛利氏家臣連署奉書	→市川伊豆守(経好)	33	○
31	(年未詳)11月25日	毛利氏家臣連署奉書	→南方宮内少輔(就昌)・黒河三河守(著保)・中島善左衛門(種秀)・国司対馬守(就信)	34	○
32	(年未詳)11月25日	児玉元良書状	→山県主水允(正厚)	35	○
33	(年未詳)11月26日	毛利輝元書状	→出羽守(福原貞俊)	36	○
34	(年未詳)11月29日	福原貞俊書状	→黒川三河守(著保)・中島善左衛門(種秀)	36~37	○
35	(年未詳)11月29日	福原貞俊書状	→山県主水允(正厚)	37~38	○
36	(年未詳)11月29日	福原貞俊書状	→山県主水允(正厚)	38~39	○
37	(年未詳)11月28日	福原元俊書状	→主水允(山県正厚)	39	○
38	天正20年9月21日	毛利輝元仮名書出	→山県弥五郎	40	○
39	慶長3年7月21日	福原広俊加冠状	→山県弥作(俊厚)	40	○
40	寛永12年正月24日	毛利秀就仮名書出	→山県六太夫(俊厚)	41	○
41	(寛文7年カ)10月28日	杉左門書状	→岡勘兵衛(利之)	41~42	○
42	(寛文11年)2月28日	萩藩加判衆連署奉書	→毛利隠岐(就頼)	42~43	○
43	(慶長19年)10月8日	豊臣秀頼書状	→高雄山	43	
44	(慶長20年)5月8日	毛利秀元書状	→榎伊豆(榎本元吉)	44	
45	(慶長19年カ)極月10日	伊達政宗書状	→柳、右(柳生宗矩)	45~46	

注1：「No.」は便宜的に付した頭注番号。

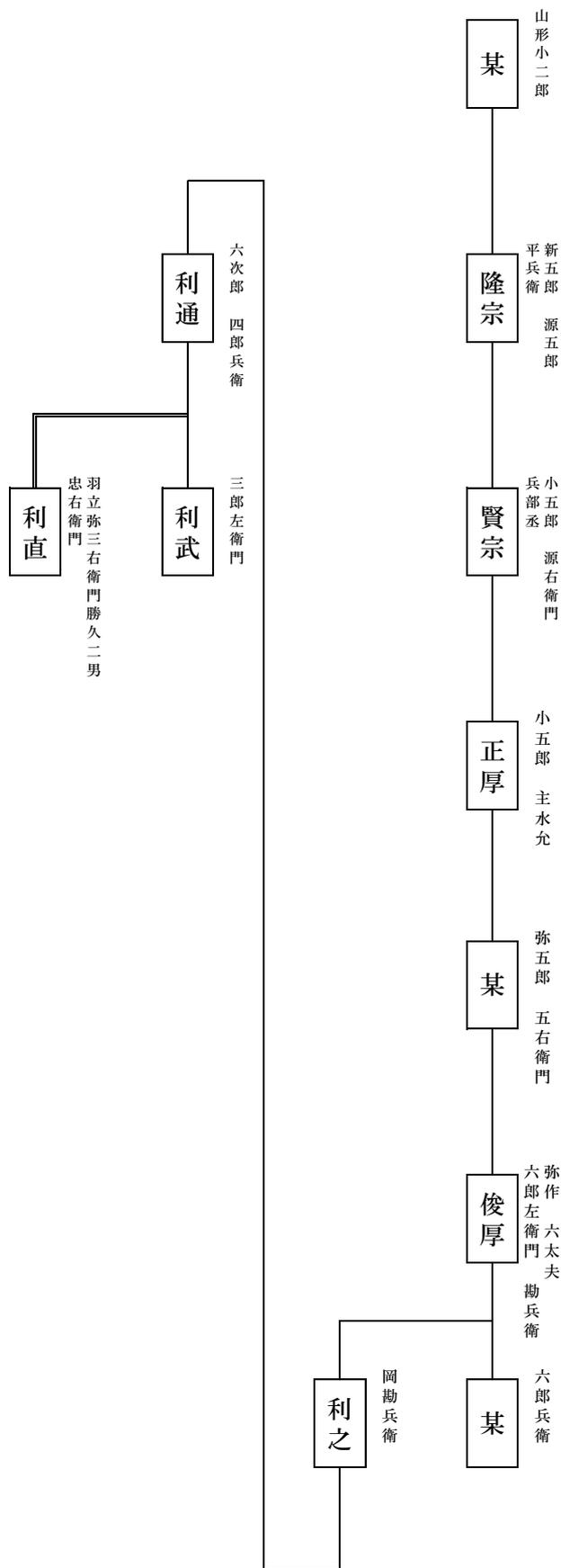
注2：「宛所」欄には、宛名の敬称や脇付は採用しなかった。

注3：「頁」欄には、テキストの頁数を記した。

注4：「譜録」欄には、譜録 岡忠右衛門利直に収録されているものに○印を付けた。

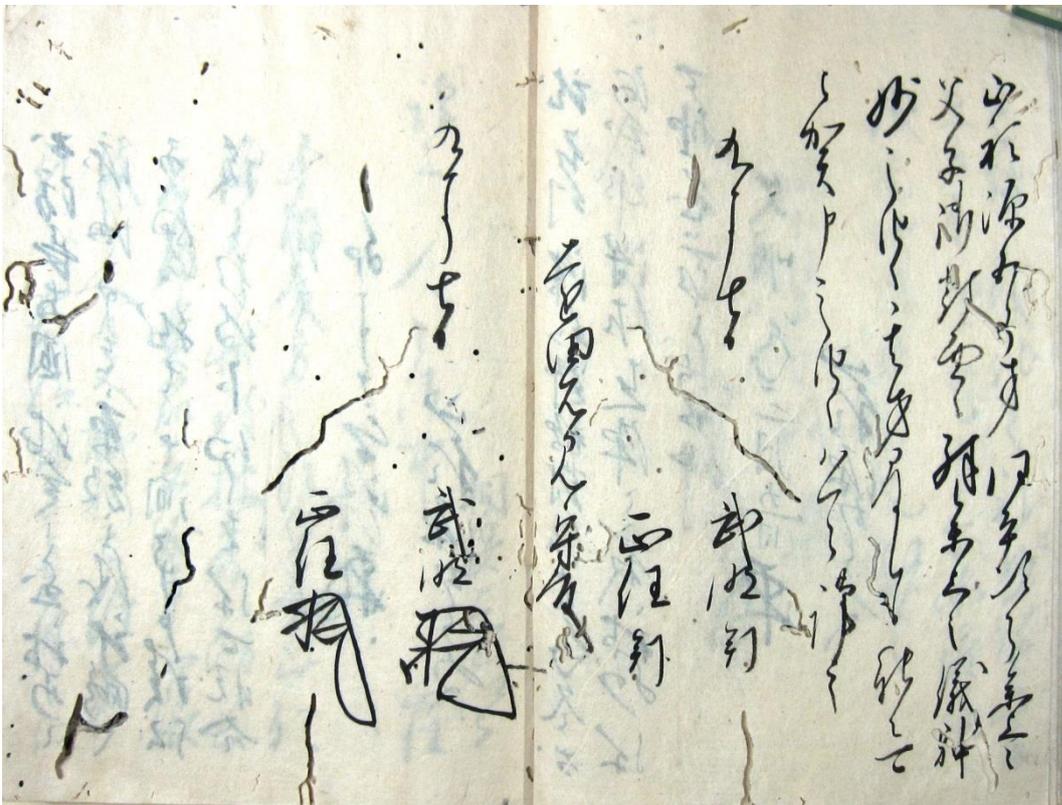
【山形家略系図】

〔譜録〕岡忠右衛門利直家の略系をもとに作成



凡例

- 一、当史料は、平成30年度、山口県文書館古文書実践講座第3班が解読したものである。
- 一、漢字は、原則として常用漢字を使用し、いわゆる表外漢字については適宜処理した。
- 一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、「而」(て)、「者」(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。
- 一、適宜、読点および並列点を付した。
- 一、抹消部分は、原則として訂正部分をそのまま本文とした。
- 一、改行や割注は原則として原本のままとしたが、意味をとりやすくするため、改めた場合もある。
- 一、上書や花押影を模写した箇所など、本文と区別する必要がある部分は適宜「」でくくったが、「ウハ書」などの傍注は必ずしも加えていない。
- 一、地名や人名など説明として加えた傍注は()で、他の写本と照合して字を正した場合の傍注は「」で示した。
- 一、本文右上に小活字()書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。
- 一、文書の区切りには、○を付した。



① (原表紙)

諸家証文写

② 本氏山泉、今称岡

御証文写

③ 大内教弘書状

「山形小次郎殿 教弘」

所用之子細候、早々被馳越候者

喜存候、尚々遅々候てハ不可叶候

恐々謹言、

二月五日

(天内) 教弘 (花押影)

伊東五郎太郎殿

○ 山形小二郎殿

④ 大内氏家臣連署書状

「金子平左衛門尉殿 行政」

山形小次郎舍兄事、早々参陣

候へ、可有御扶持之由候、其段被

申上候へと仰候、恐々謹言、

七月八日

(吉田) 行政判

重澄判

○ 金子平左衛門尉殿

⑤ 「七月八日 行政 (花押影)」

重澄 (花押影)」

③ 大内政弘感状

杉彦七郎一所至金淵在陣之由、

武道注進到来、神妙、殊別而

奔走之次第令存知候、弥可被抽

忠節之状如件、

(四七二年) 文明三年七月十二日 (天内政弘) (花押影)

○ 山形新五郎殿

④ 大内政弘書状

其堺之儀馳走神妙、弥不可如

在候、下向一定候之間、必渡海之

儀不可有遅々候也、謹言、

(文明六年) 閏五月廿二日 政弘 (天内) (花押影)

○ 山形源五郎殿

⑤ 大内政弘感状

就石州津和野敵对治、去年冬、於

阿武郡得佐在陣之、最神妙、弥

可抽忠節之状如件、

(四七六年) 文明八年三月五日 (天内政弘) (花押影)

○ 山形源五郎殿

〔6〕
大内氏家臣連
置奉書

山形源五郎方・同平次郎参上候、
父子御対面候、殊参上之儀神

妙之由候、其方にて能々可
被賀申之由候、恐々謹言、

九月七日 武明判

〔相良〕
正任判

〔兼左〕
遠田石見守殿

「九月七日

武明〔花押影〕

正任〔花押影〕」

〔7〕
大内政弘書

於防長兩國馳走之至、神妙候、

渡海事者、京都之儀計略之

子細候、然者其間事、申談弘

護、被相待下向候者、弥可悦入候

也、謹言、

〔文明四年一四七二年〕

卯月十三日 政弘〔花押影〕

山形源五郎殿

〔8〕
相良正任書

相良遠江守

「謹上 人々御中 正任」

〔相良〕
自内藤方之注進并山形

源五郎状致披露候、防長

衆内豊筑在城事不限

彼一人候、又城料所雖無知

行候、以本給計令在城候仁

〔9〕
此類多候、幸早良郡二

知行分候て、已前安楽

〔早良郡〕
平御城衆少々候間、旁以早々

〔罷力〕
被召下、如前々可被仰付候、内

藤方へも此由可有御返事候

旨、御定候、可得御意候、恐

惶謹言、

十月廿九日 正任〔花押影〕

謹上 人々御中

〔9〕
大内氏家臣連
案
置奉書

〔資心〕
近日少式凶徒等至筑前峰

起之由候、定而雖不可有差

事候、不日可加成敗之旨御

下知厳重候、然者当城堅

固可為肝要候、京都事

当时弥被任御本意候之間、

〔10〕
於御下向者、聊雖不可遅々候、

猶早速彼殘党以下為可

追討候、先相副諸勢人体

被差下候、各着国之間事、

別而一味同心可被抽忠節候

覺悟可為專一候、於忠實者

不可有余儀之由、得其心能々可

申旨候、恐々謹言、

永正六(二五〇九年) 八月廿三日

龍崎中務丞

道輔 判在

弘中兵部丞

武長 同

(筑前国早良郡) 安楽平御城衆中

○

来年 氷上山修二月会步

射役事、任先例可被遂其

節之由、所被仰出也、仍執達

如件、

〔10〕
大内氏家臣連
置奉書

〔11〕

(二五五年) 大永五年閏十一月十七日

(岡部興景) 左衛門尉判

(野田護所) 主殿允判

山形小五郎殿

「大永五年閏十一月十七日 左衛門尉 (花押影)

主殿允 (花押影)」

○

〔11〕
大村重繼書

其後何事御座候哉、蒙仰度候、

仍来二月 氷上山步射役事、

可有参勤之由、如此御奉書之間、

御中間小太郎二渡進之候、定而

可参着候、早々御請文可給候、從

興長对重繼書状為御披見案文

写遣候、彼御役御太儀乍恐察

存候、相当御用等可蒙仰候、恐々謹言、

〔12〕
(二九年) 十一月十四日

重繼 (花押影)

山形源右衛門殿

御宿所

○

〔12〕
大内氏家臣連
置奉書

(筑前国早良郡安楽平城) 於当御城数年勤御番、殊近年ハ

被勤定番、普請馳走之次策

興景言上之通遂披露候、尤神妙

之由候、弥忠節可為肝要之旨候、

恐々謹言、

三月一日

(實) 武助判

(形) 興重判

山形小五郎殿

〔13〕

「三月一日 武助 (花押影)」

興重 (花押影)

〔13〕
大村重繼景状

○ (モト封紙ウ八書)
大村日向入道

有久和泉守殿

榊治部丞殿

重繼

山形兵部丞方領分、從榊村拾町

之地 飯盛宮祭礼勲行事

役屋敷事、從前々七ヶ所候也、

此謂兵部丞方親父平兵衛尉

方存命之時、以古帳之前被書注口、

以榊治部丞對飯感社家被申渡候

処、慥被分別落着之由候哉、尤可然候

然処當時拾ヶ所之由申仁候哉、

領主山形方被聞及、徧百姓衆

對社家為結構如此候哉之趣、腹

立之由承候、縱或者他村之仁、

或者不知案内之仁雖申散候、

其村旧例者然々不可令存知候条、

不可立其正候哉、所詮守先例

可被申談事肝要候、恐々

謹言

(一五三三年)
天文元年 壬辰 後年加筆

○ 六月廿八日 重繼 (花押影)

〔14〕
大内氏家臣
連雲奉書

去々年 天文 大村兵庫助興景

合同道、筑前国岩門庄内宿陣、

其後肥前国綾部内大高鳥居

其外所々令在陣、至去年度々

動馳走之次第、興景注進之通

致披露訖、數年在城之上長々

在陣、尤神妙之由所被 仰出也、

仍執達如件、

天文四年 乙未 九月十三日

越中守 判 (實武助)

下野守 判 (弘中興勝)

三河守 判 (杉興重)

○ 山形兵部丞殿

天文四年九月十三日 越中守 (花押影)

下野守 (花押影)

三河守 (花押影)

〔15〕
大内氏家臣
連雲奉書

就平賀(子)取相之儀、至芸州

被差上諸勢候、此砌御城内堅固

之儀肝要候、殊御城番等馳走

不可有油断之由被成

御書候、猶委細元吉对馬守

可申候、恐々謹言、

〔天文六年〕一五二七年九

正月廿三日

〔彩〕興重 在判

〔17〕

〔彩〕興道 同

〔彩〕重信 同

〔興景〕大村兵庫助殿

御城衆中

裏 興景判形有

一 裏二

〔大村〕興景〔花押影〕

〔18〕

〔16〕吉田武種書状

御知行内半济分事、公役地

可為同前候哉、御無案内由尋承候、

得其心候、於半济分も 御判地

同前御公役勿論存候、此以前之儀者、

御無案内無余儀候歟、向後者御判

地半济分彼是以惣辻、御公役等

御所勤可為干要候、恐々謹言、

正月廿日

武種〔花押影〕

〔隆宗〕山形兵部丞殿
御報

〔17〕大内氏家臣連
署奉書

〔毛卜封紙〕八書

龍崎加賀守

吉田平兵衛尉

山形小五郎殿

武種

今度就雜説不移時日被遂参上候、
殊親父隆宗事者、至壹州

〔19〕

渡海之儀被仰出候处、二重之馳走

尤神妙之由候、爰元無別儀之条

可有帰宅之由候、至向後も心懸

可為肝要候旨候、恐々謹言、

十二月廿四日

〔吉田〕武種〔花押影〕
〔龍崎〕隆輔〔花押影〕

〔賢念〕山形小五郎殿

〔18〕大内氏家臣連
署奉書

〔筑前國早良郡〕山形小五郎賢宗事、雖為安楽平

御城衆、当時彼山事者不及

沙汰候条、賢宗事晴賢可有

〔同陣〕御内陳之由遂披露、被成 御心得

有御対面被差上候、尤珍重候、恐々

謹言、

四月廿三日

鑑実(橋爪) (花押影)

隆慰(内保) (花押影)

陶尾張守殿(晴賢)

「裏二

陶晴賢(陶晴賢) (花押影)

○

〔19〕
大内義隆一字
書出

大内義隆
判

正

天文十九年十一月廿七日

山形小五郎殿(正厚)

○

21

〔20〕
大内氏家臣連
置書状

山恩(山恩)
正厚事、此節軍役依重覺候、雖

令迷惑候、於愁訴者御繁多

之条斟酌候、責而厚東郡有保(長門国)

別府居屋敷分諸天役事、可

預御免之由言上之令披露之、

被成御心得候、則對郡奉行入

被成奉書候、可被得其心候、恐々

謹言、

弘治貳(二五五六年) 加筆

十月十三日

賢兼(大庭) (花押影)

興種(吉田) (花押影)

隆世(内藤) (花押影)

山泉小五郎殿(正厚)

○

〔21〕
福原貞俊書状

山かた主殿允次目之御判(正厚)

為可申請罷上候由候、於内之者延

引之様候へ共、荒々被仰談御披(赤山元保)

露肝要候、此段赤左へ八令

申候、恐々謹言、(二五五七年)

弘治三

十月十六日 貞俊 (花押影)

左近允

国司右京亮殿(元相)

栗屋右京亮殿(元親)

児玉三郎右衛門尉殿(龍忠)

御宿所

○

23

〔22〕
毛利氏家臣連
置奉書

山泉主水允先知行分、長州(正厚)

厚東郡有保之別府之内、居(長門国)

屋敷分拾石足、并厚狭郡之内

吉部田之村八幡宮領半濟式石

四斗式升足之地之事、如前々

对主水允被成御還輔候、云下地云当

士貢聊無相違可有御進退候、於此上者

為先給主妨之儀不可有之候、右之

地之事堅固可被打渡之由兩郡

代江も申理候、速知行可為肝要

旨候、恐々謹言、

(一五五九年)
永禄式

赤川左京亮

十一月廿日

元保 (花押影)

栗屋右京亮

元親 (花押影)

児玉三郎右衛門尉

就忠 (花押影)

国司右京亮

元相 (花押影)

桂左衛門大夫

元忠 (花押影)

山形主水允殿

○

其方愁訴事、貞俊被仰候之条

披露仕候之処、被成 御分別、於

厚狭郡定夫老人被遣、对郡代

御郷越中守被成御奉書候、任此旨

[23] 毛利氏家臣連
置奉書

被申理、郡夫可被請取事可為

肝要旨候、恐々謹言

(一五六二年)
永禄五

赤川源左衛門尉

十二月晦日

元久 (花押影)

栗屋余十郎

元種 (花押影)

国司右京亮

元相 (花押影)

山県主水允殿

「裏二

(市川経好)
(花押影)

写

長門国厚東郡有保別府内

拾石足、同厚狭郡吉部田村

八幡宮領半濟式石四斗足、

周防国玖珂郡与田保之内

拾五石足地等之事、全可知

行之状如件

(一五七二年)
元龜式年九月十八日 輝元 御判

山県主水允殿

○

[24] 毛利輝元安堵
状

[25]

[26]

【25】
輝元公
毛利輝元袖判
同家臣連署奉
書

輝元公
御判

長州厚東郡末延村關雲寺

領公文職半分之事、对其方

被仰付之候、山田佐渡守相共有

分地、堅固進退肝要候、然上者

寺役等之儀任先例兩人申談候、

可遂其節之事專要之由、能々

可申之旨候、恐々謹言、

(一五七七年)
天正五

児玉三郎右衛門尉

卯月三日

元良 (花押影)

栗屋掃部助

元真 (花押影)

栗屋右京亮

元勝 (花押影)

27

国司右京亮

元武 (花押影)

桂左衛門大夫

就宣 (花押影)

○ 山県主水允殿
(正厚)

(長門国厚東郡)

關雲寺領末延公文職半分之儀、

署奉書

対山県主水允可被打渡之由、先度

【26】
毛利氏家臣連
署奉書

被成御判候、然処從關雲寺被申

分者、寺家於明退候共分別有

間敷之由被申切付而、今一往御伺

之趣遂披露候、雖然寺家所務之所

聊も非相違之儀候、山田手前於

被相分儀候処、難渋太以不謂儀

候条、被任御判之旨、早々対山県可

被引渡候由被仰出候、寺家之儀者

輪番之事候間、自然住持於隣寺者

從爰元可被成御裁判之由候、可被得

其心事肝要候、恐々謹言、

児玉三郎右衛門尉

元良 (花押影)

八月二日

国司右京亮

元武 (花押影)

桂左衛門大夫

就宣 (花押影)

市川伊豆守殿
(輝好)

中島善左衛門尉殿
(輝秀)

黒川三河守殿
(著保)

○

28

【27】
毛利氏家臣連
署奉書

去月廿四日御状到来拜見候、仍彼公文
職半分之事、寺家之種々被申之

由候而、未無御請取候哉、就夫（市川）・黒三・（黒川養保）

（中島種秀）中善注進之趣、元俊得御意奉書

相調下申候、寺損新儀無之事候間、

能々御三人衆江被仰理、此度御請取

肝要候、委敷者自元俊様可被仰下候、

恐々謹言、

児三右

八月三日 元良（花押影）

（正厚）山県主水充殿

御返報

○

（30）

【28】
長井元為書状

追而之御状致拜見候、仍關雲寺

被仰分之儀、從粟蔵（粟屋元種）可遂披露

之由被申越候之条、最前児三右（児玉元良）

我等へ被仰聞候条申上候之処、（小早川）

於其許隆景被成御談合

（毛利輝元）殿様江御状參候由可然存候、井助左様之

物語被申候、先度御返事遅候間、

不及兎角不遂披露候、然者粟蔵

參上候条可為披露候、雖然從

其元御状參候間、御返事可然候
すると存候、弥承合可申上候、恐惶
謹言、

長井右衛門大夫

（天正七年一五七九年）
九月廿六日 元為（花押影）

（後世）勝力内蔵丞殿

○

（31）

【29】
福原貞俊書状

出羽守

（正厚）山県主水充殿 貞俊

御返事

御状披見候、關雲寺公文職事、

去々年以来及数度一通を進之

申窺 上にも、御分別候而御袖

判之奉書迄相調候処、于今無

落着候、最前者吾等書状

一通り進之候者、無異儀

可相調之由軽々と承候つる、

於我等者加様事六ヶ敷候ハんと

存候而、然々分別不申候処、貞俊（福原）

取相不申之由候而、（陰）かけ二てハ

恨言を仰候つる由承及候つる、

貞俊案中殊外相支候而

于今無落着候、至御方二付而

(32)

我等失外聞無曲候、然者關雲寺

之当住爰許被罷上、(小早川)隆景を頼

被申、彼御託言被申之由候条、隆景へ

最前以来之趣申理、關雲寺被

申上候共、被成御許容間敷之通

申候处、無余儀御分別候、以其上

貞俊申所無余儀候条、可被成其

御心得通以御状三原へも被

仰候、又從吾等も長右衛門所へ

申遣之候、彼御返事下進之候、

可有披見候、今迄者如此涯分

取操候、落着之段者不存候、恐々

謹言、

(天正七年一五七九年)
九月廿八日 貞俊 (花押影)

○

(33)

写

【30】
毛利氏家臣連署
奉書

一筆申入候、仍關雲寺領内末信郷半分
之御取次之計、(正厚)対山県主水允最前

被仰付候处、寺家難渋之由候、不可然候

既彼住持参上候而御託言雖申上候、無御

同心之上者弥遲滯曲事之儀候、早々可

被打渡候事肝要候、此由能々可申旨候

恐々謹言、

児玉三郎右衛門

十一月廿五日 元良判

栗屋内蔵丞

元種同

桂左衛門大夫

就宣同

市川伊豆守殿
(經好)

○

(34)

【31】
毛利氏家臣連署
奉書

写

一筆申候、關雲寺領内末信郷之内半分

之事、(正厚)対山県主水允取次之儀、最前被仰

出候处、于今寺家難渋之由不可然候、既住

持参上候て雖被申上候、無御同心候上者

遲滯不可然候、早々可被打渡事肝要由

堅固可申旨候、恐々謹言、

児玉三郎右衛門尉

十一月廿五日 元良判

栗屋内蔵丞

元種同

桂左衛門大夫

就宣同

南方宮内少輔殿
(就宣)

黒河三河守殿
(兼信)

中島善左衛門殿
(種秀)

国司对馬守殿
(就信)

(35)

【32】
児玉三良書状

去十二日御折紙到来拝見候、彼公文職
之儀、此間之奉書にて未相調候哉、重而

御理貞俊御父子御申候間、(種原)遂披露

候之処、最前之辻無御相違被对

貞俊被成御書候間、奉書相調被

指下候、早々御請取肝要候、何かと

相支申候処、重疊被成御下知候間、

我等迄目出度候、何も御登城之時

可申述候、委細貞俊可被仰下候間、不

能紙面候、恐々謹言、

児玉三郎右衛門

十一月廿五日 元良 (花押影)

山県主水允殿
(正厚)

○ 御返報

(36)

【33】
毛利輝元書状

猶々寺家後之事如前之、無緩

可慙之旨能々可被申与候矣

關雲寺領公文職半分之事、

对山県主水允申付候、被成其心得可
(正厚)

被申聞候、聊不可有相違之儀候、猶

児玉三郎右衛門可申候、恐々謹言、
(元良)

右馬頭

十一月廿六日 輝元 御判

出羽守殿
(福原貞俊)

進之候

写

【34】
福原貞俊書状

去十二日之御折紙到来披見候、關雲寺

公文職半分之事、对山県主水允
(正厚)

取継之儀可被仰付之由候、既御袖判之

御奉書雖被差下候、如何候哉、旁以被背

御下知事外聞不可然之事情、重疊

御奉書被差下候条、於于今者被任

御下知被打渡候て可然存候、不可過
(有上)

御分別候、恐々謹言、

(37)

出羽守

十一月廿九日 貞俊 判
(福原)

黒川三河守殿
(兼信)

中島善左衛門殿
(種秀)

【35】
福原貞俊書状

○ 候々
猶々關雲寺參上 □ 彼条雖被申候、

一 口無御許用候、其方二半分之取繼被仰付

迄之候、早々可被請取事肝要候、

去八日之御状到來披見候、彼公文職之儀

並往並返之奉書被差下候、殊御袖判

迄なされ候て御奉書雖被差遣候、今相

支候事更不及分別候条、重而之儀者

吾等不及裁判候へとも、今一往と存申

.....

伺候処、最前之首尾少も無御相違之

由候て、被対貞俊 御書候間下進之候、

以上上者定而ふかふかと被割御下知方

有間敷候哉、早々可請取事干要候、

雖委敷可申候、辻者此分候間、不能多筆候、

恐々謹言、

十一月廿九日 福原 貞俊 (花押影)

山形主水允殿

御返事

○

追而申之候、彼公文職之事、最前者

殊外わさくと御方承候つる、かほと

事六ヶ敷手間之入候、取繼為申事も

無之候、近比迷惑之儀候、然間被

【36】
福原貞俊書状

公文職半分之儀、御方取繼相調候ハ、

対關雲寺寺物并寺役等之儀、少も

前之姿無沙汰候てハ、不可有曲候、自然

於無沙汰之儀者、則可被取上候、左様候

.....

候へハ、万事貞俊失外聞可為仁公ニ

乘事候条、よく被成其御心得

堅固之御心得干要候、為後日具申候

恐々謹言、

十一月廿九日 福原 貞俊 (花押影)

山県主水允殿

○

【37】
福原元俊書状

為音信御状殊蜜柑一目籠

送給候、遙々御懇之儀、令祝着候、

尚以面上可申候、しかく雖可申候、

帰陣付而万取乱之条如此候、恐々

謹言、

十一月廿八日 福原 元俊 (花押影)

山県正厚 主水允殿

御返事

○

.....

【38】
毛利輝元假名
書出

任 五右衛門尉

(一五九二年)
天正廿

九月廿一日

(毛利)
輝元公

御判 (花押影)

山県弥五郎殿

(39)
福原広俊加冠
状

加冠

俊

(一五九八年)

慶長三年七月廿一日

(福原)
広俊 (花押影)

(後尊)
山県弥作殿

(40)
毛利秀就仮名
書出

(一六三五年)

寛永拾貳年正月廿四日

六郎左衛門尉

(毛利)
秀就公

御判

(花押影)

(後尊)
山県六太夫殿

(41)
杉左門書状

(毛利秀就)

大照院様就御十七年忌、今日より

来月五日迄御作善被仰付候付而

(毛利綱広)
殿様節々被遊御参詣御事候条、

御手前儀、此状着次第早々罷出

御供可被仕旨候間、無油断急度

可被罷出候、為其申入候、恐々謹言

(寛文七年一六六七年乙)
十月廿八日 杉 左門

(花押影)

(利之)
岡 勘兵衛殿

(42)
萩藩加判衆連
署奉書

(利之)
岡 勘兵衛

右数年御歩行役堅固相勤苦勞

仕候付而、肩を被差替御藏本近習

通りニ可被仰付候之旨候条、左様可有

御心得候、以上、

(寛文十一年一六七二年
亥)

(就志)
繁沢二郎兵衛

二月廿八日

(就尊)
益田孫左衛門

(就尊)
益田越中

(就志)
毛利宮内

(就直)
毛利外記

(就信)
毛利内匠

(43)
毛利隠岐殿

裏

表書之奉書者御藏本根物

相成候故、写渡置候、以上、

同日 (毛利就種)
毛 隱岐 印

岡勘兵衛殿 (利之)

【43】
豊臣秀頼書状 (且元)
今度片桐市正不慮之仕合ニ付

騒動之様候、高雄山之儀者別而

古跡之事候間、抽相当之志、於馳走

者可為祝着候、恐々謹言、

(慶長十九年〓一六四四年)

(豊臣秀頼)

十月八日

(印影)

高雄山

【44】
毛利秀元書状

写

急度申上候、大坂御城之儀、昨日七日ニ

落去仕候、

(守殿)

天家其外一・二ノ丸不残

放火仕候、秀頼様為被成御腹之由候

(豊臣)

申候、私事、能折節參相候而、家中へ

頸百四五十討取申候、七日八ツ時分

より及薄暮候迄事澄申候、(徳川)

(家康・秀忠)

御所様御前之様子今朝迄不致

存知候、先以未明遂注進候、今日

中彼是承合追々可申上候、此由可

預御披露候、恐惶謹言、

甲州

(慶長二十年〓一六四五年)

五月八日

(毛利)
秀元

(榎本元吉)
榎伊豆

御申候

尚々様子承

【45】
伊達政宗書状

度候ハ、如此候、かしく

昨日者、心静万々申談満足

仕候、一儀成隼へ御相談候哉、(成瀬正徳)

方々へ内より何かと申由候間、

無御油断候者、何分跡ニ成可

申かと存候、此時ニ候間、一廉御

かせき無申迄候、今朝者、(金森可重)
金雲・

桑左・松豊天勢飛入候客候て

唯今隙明申候間、今朝より

書状も不進候キ、何も重而期

面上候、恐惶謹言、

(慶長十九年〓一六四四年)

極月四日

(伊達)
政宗 (花押影)

(松平)
松 陸奥守

柳、右様

(柳志宗矩)